

仙北市勤労者対策事業費補助制度

市内に住所を有する事業者等が行う従業員技術修得及び資格取得研修経費の一部を援助します。

1. 交付の対象

- ①従業員を10人以上、常時雇用している中小企業者等
- ②事業者等が行う、技術の高度化及び新分野への進出のための技術修得
- ③資格取得研修、又は、従業員の技術取得

2. 対象経費

講師料・教材費等、交通費、宿泊代など、研修に係る経費全般

3. 補助金の額

- ①補助額は、対象経費の3分の1以内とし、市の予算の範囲内で交付します。
- ②従業員を派遣して行う場合は、一事業者当り30万円、一人当り3万円以内で、受講人数は、10人を限度として交付を受けられます。
- ③企業内で行う場合は、一事業者当り20万円、一人当り2万円以内で、受講人数は、10人を限度として交付を受けられます。

問合せ 仙北市産業観光部商工課 労政係
TEL 43-3351 FAX 54-4102

仙北市雇用対策事業費補助制度

市内に在住する「まだ就職したことのない方」や「現在仕事についていない方」が就職に役立てるための技術修得や資格取得研修経費の一部を援助します。

1. 交付の対象

市内に住所を有する者で、現在仕事をしていない方のうち雇用保険の被保険者であった期間が3年未満の方又は、卒業後まだ就職した事のない方で就職のために必要、かつ有利になる新たな技術の修得及び資格取得を行う研修を受講したとき。

2. 対象経費

- ①研修に必要な教科書代、受験料等経費とします。
- ②自動車運転免許取得経費のうち、第1種普通免許取得経費は除きます。

3. 補助金の額

- ①補助額は、対象経費の3分の1以内とし、市の予算の範囲内で交付します。
- ②1回当りの限度額は、3万円です。
- ③年度内一人2回まで交付が受けられます。

※受講例 ホームヘルパー検定、玉掛技能者検定

問合せ 仙北市産業観光部商工課 労政係
TEL 43-3351 FAX 54-4102

介護保険事務所からのお知らせ

地域密着型サービス開始予定事業者の指定申請受付について

平成19年10月から平成20年3月までに、下記1～3の事業の開始を予定している事業所及び平成19年10月から平成20年9月までに、4～5の事業の開始を予定している事業所の指定申請受付を行います。

●受付予定サービス

1. 夜間対応型訪問介護
2. 認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)
3. 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)
4. 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)
5. 特定施設入居者生活介護

●事業開始予定者説明会

1. 日 時:平成19年5月30日(水)午後2:00～
2. 場 所:大仙市役所 仙北庁舎3階 大会議室

※参加予定の場合は5月22日(火)まで期限厳守のうえ事業者名、参加者名、電話番号を明記し、下記宛FAXにてご連絡下さい。

●問い合わせ先

〒014-0805 大仙市高梨字田茂木10番地 大仙市役所仙北庁舎内3階
大曲仙北広域市町村圏組合 介護保険事務所 地域密着型担当
TEL 0187-86-3910 FAX 0187-86-3914